

受付 番号	種 目 番 号 —	連 絡 先	委託担当 鶴見区地域振興課	ふ り が な 担当者名 T E L	たかほし 高橋 510-1688
----------	--------------	-------	------------------	--------------------------	------------------------

設 計 書

- 委 託 名 令和6年度鶴見区放置自転車等監視委託
- 履 行 場 所 鶴見区内駅周辺自転車等放置禁止区域
- 履行期間
又は期限 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
期限 令和 年 月 日まで
- 契約区分 確定契約 概算契約
- その他特約事項 _____

- 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 委 託 概 要 JR鶴見駅・京急鶴見駅を中心に、鶴見区内の駅周辺自転車等放置
禁止区域に監視員を配置し、放置防止を呼びかけるとともに自転
車駐車場への誘導、自転車の乗り方の指導等を行う。

8 部分払い

する (12 回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)
自転車等放置防止監視等業務	令和6年4月	12	日		
	令和6年5月	12	日		
	令和6年6月	12	日		
	令和6年7月	12	日		
	令和6年8月	12	日		
	令和6年9月	12	日		
	令和6年10月	12	日		
	令和6年11月	12	日		
	令和6年12月	10	日		
	令和7年1月	11	日		
	令和7年2月	11	日		
	令和7年3月	12	日		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

委 託 代 金 額

内 訳 業 務 価 格

消費税及び
地方消費税相当額

仕 様 書

1 趣旨

鶴見区内駅周辺の自転車等放置禁止区域（別紙1）に自転車等放置防止監視員（以下、「監視員」という。）を配置する。

監視員は、鶴見区内各駅の放置禁止区域を確認し、自転車等を放置しようとする者に対し、放置禁止区域であることの周知、自転車駐輪場へ誘導・案内等、適正利用のための指導啓発を行い、自転車等の放置防止を図るものとする。

また、自転車等に関する事故を防止し、秩序ある利用を推進するため、特に自転車等と歩行者が交錯する履行場所において、重点的にルールやマナーを啓発し、事故防止と利用マナー向上を図るものとする。

2 履行期間、監視員配置日数等

（1）履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（2）配置日数及び時間

配置日は年間140日間とし、月別の配置日数は部分払の基準のとおりとする。配置時間は16時から20時までの間の3時間とする。

（3）配置か所

鶴見区内の自転車等放置禁止区域（別紙1）の中から、監視重点地域（別紙2）のJR鶴見駅及び京急鶴見駅周辺のうち4箇所^{（注）}に監視員を配置する。

なお、委託者の指示により、矢向駅、尻手駅、生麦駅、鶴見市場駅の放置禁止区域に配置を変更することができるものとする。その場合は、実施日の7日前までに受託者に指示するものとする。

（4）配置計画

ア 受託者は、年間の月別配置計画表を作成し委託者に提出すること。

イ 12月29日から1月3日までを除く土曜日、日曜日及び祝日等を含めて配置すること。

ウ 配置計画に変更が生じる場合は、速やかに委託者に報告すること。

エ 委託者から配置計画について変更の指示がある場合、受託者はそれに従うこと。

オ 降雪等の荒天が予想される場合には、委託者と受託者で事前調整の上配置日を変更できるものとする。

3 現場責任者の配置

受託者は配置する監視員のうち現場責任者を1人選任することとする。現場責任者は履行場所における業務の遂行を総括し、監視活動中の事故及びトラブル等の処理に当たるものとする。

4 業務内容

（1）自転車等放置防止監視業務

ア 監視員は、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」を理解し、自転車等を放置しようとする者にその趣旨を理解してもらい、協力を得ながら業務に当たること。

イ 「2(3)配置か所」を随時巡回しながら、自転車等を放置しようとする者を呼び止め、自転車駐輪場を案内し利用を促すこと。

ウ 監視員の指示に従わず自転車等を放置した者には、保管場所に移動することがある旨（返還の際には費用を徴収する旨含む。）を伝えること。

エ 放置されている自転車等については、啓発用の札を日付記入の上貼付する。また、歩行者通路を確保するため、必要があるときは、自転車等の整理及び最低限の移動を行うこと。（自転車等は丁寧に扱うこと。）

オ 現場責任者は、業務の履行に当たって委託者から指示があった場合は、遅滞なく他の監視員に伝達すること。

カ 委託者が別途指示する場合は、チラシ等の配布を行うこと。

(2) 歩行者の安全及び運転者のマナーアップ

ア 歩行者の安全と、自転車等運転者マナーアップのため、次の例のような行為を行う自転車等運転者に声かけを行うこと。

(ア) 危険な自転車走行の例

- ・ 自転車が通行できる歩道での直ぐに止まれないスピードでの走行
※自転車が通行できない歩道であれば、押し歩きを呼びかける。
- ・ 携帯電話、スマートフォン、ヘッドホン等を使用しながらの「ながら運転」
- ・ 横に並んでの走行（並進可の標識がある場合は除く。）
- ・ 二人乗り（幼児を乗せた二人乗りは除く。）

(イ) 声かけの例

- ・ 「歩行者の安全のために、自転車の押し歩きにご協力をお願いします。」
- ・ 「携帯電話、スマホを見ながらの運転は、危ないからやめましょう。」
- ・ 「歩行者とぶつからないよう、ゆっくり走ってください。」

イ 委託者が別途指示する場合は、啓発物品等の配布を行うこと。

(3) 業務実績の報告

業務の実施報告は、1か月ごとに業務日報（様式1）及び業務月報（様式2）の提出により行う。

ただし、緊急に報告する必要があることについては、速やかに委託者へ報告すること。

(4) 注意事項

ア 監視員は、自転車等利用者に対し直接放置防止を呼びかけるとともに、自転車等の適正利用についての指導を行うため、トラブルが生じないように十分注意すること。

イ 業務履行時は、制服を着用し、ベスト・腕章等監視員であることがわかるもの及びネームプレートを着用すること。

ウ 啓発用の札は、委託者が用意するものを使用すること。

5 監視員への研修

受託者は、監視員が業務を実施するために必要な知識や対応方法等について、十分な研修を行うこととする。また、委託者が必要と認めるときは、自転車等の安全利用の理解を深め、業務を円滑に進めるための研修会に参加するものとする。

なお、参加に係る交通費等の経費は、受託者の負担とする。

6 その他

(1) 受託者は、監視員の行為により第三者及び物件等に損害を与えた場合は、責任をもって損害を賠償する等、必要な措置を講ずる。

(2) 業務履行中に事故等が発生したときは、応急措置等所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅延なく委託者に報告しなければならない。

(3) 受託者は業務内容を十分に理解したうえで、監視員の人選をするよう配慮すること。

(4) 業務履行にあたり疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により決定する。

7 関係法令等

本業務を行うにあたっては、次の関係法令等を確認すること。

- (1) 横浜市自転車等の放置防止に関する条例
- (2) 横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則
- (3) 放置自転車等の移動、保管及び返還等実施要綱
- (4) その他、委託者が指定するもの

鶴見区 放置自転車等禁止区域





それぞれのエリア内を巡回しながら監視及び札貼り、啓発を行ってください。
配置人数がエリアよりも少ない場合は、数字の少ないものを優先としてください。

エリア		重点地域等
京急 鶴見①	東口駅前周辺	最重点地域です。 <u>シアル前</u> 、駅前広場(横浜信用金庫前)は特に重点を置いてください。地域からの苦情も多いエリアです。
京急 鶴見②	鶴見銀座商店街、京急鶴見駅側	鶴見銀座商店街内(特にスーパートミヤ周辺)は駐輪が多い状態です。あわせて、京急鶴見駅側全般を巡回してください。
京急 鶴見③	松屋前及びUFJ、ペローチェ前	松屋前においては駐輪が多い状態です。松屋前に重点を置き、UFJ、ペローチェ前、鶴見神社周辺も巡回してください。
JR 鶴見①	西口ショッピングモール ロータリー南側(TSUTAYA周辺)	西口モール前は現在、落ち着いている状況ですが、監視員がいないと放置されてしまいます。声掛けの強化をお願いします。
JR 鶴見②	とよおか商店街、中野ビル、パシオス周辺	中野ビル前は現在、落ち着いている状況ですが、監視員がいないと放置されてしまいます。あわせて、とよおか商店街に重点を置いてください。

業 務 日 報

実施日	令和 年 月 日() 【天気: 】					
従事者氏名				実施時間	~	
実施駅・箇所	時間	場所詳細	啓発人数	赤札貼付枚数	マナーアップ声かけ人数	放置台数(業務終了時)
駅						
最終結果			0	0	0	0
特記事項						

業 務 月 報

		啓発人数	赤札貼付枚数	マナーアップ 声かけ人数	計
1	JR鶴見駅				0
2	京急鶴見駅				0
3					0
4					0
5					0
6					0
	合計	0	0	0	0
特記事項					